

議案第10号

養父市名誉市民条例の一部を改正する条例の制定について

養父市名誉市民条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月26日提出

養父市長 広 瀬 栄

養父市条例第 号

養父市名誉市民条例の一部を改正する条例

養父市名誉市民条例（平成16年養父市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第6条を第7条とし、第3条から第5条までを1条ずつ繰り下げ、第2条の次に次の1条を加える。

（委員会の設置）

第3条 名誉市民の選考について審議するため、養父市名誉市民選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

2 選考委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第10号 養父市名誉市民条例の一部を改正する条例新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>(選定) 第2条 (略)</p> <p>(顕彰) 第3条 (略)</p> <p>(待遇) 第4条 (略)</p> <p>(取消し) 第5条 (略)</p> <p>(委任) 第6条 (略)</p>	<p>(選定) 第2条 (略)</p> <p><u>(委員会の設置)</u></p> <p><u>第3条 名誉市民の選考について審議するため、養父市名誉市民選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。</u></p> <p><u>2 選考委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p>(顕彰) 第4条 (略)</p> <p>(待遇) 第5条 (略)</p> <p>(取消し) 第6条 (略)</p> <p>(委任) 第7条 (略)</p>

